

農場 HACCP 認証協議会規約

平成 23 年 3 月 10 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この協議会は、農場 HACCP 認証協議会（以下「認証協議会」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 認証協議会は、事務所を東京都千代田区外神田 2-16-2 に置く。

(目的)

第 3 条 認証協議会は、畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（以下「農場 HACCP 認証基準」という。）に基づく農場 HACCP 認証の適正化及び普及・推進を図ることにより、安全な畜産物の生産に貢献し、もって畜産振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 認証協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認証農場の取りまとめ、公表
- (2) 認証マークの交付状況の取りまとめ、公表
- (3) 認証手続きに係るガイドライン等の作成
- (4) 農場 HACCP 認証の普及、啓発
- (5) 審査員会議の開催及び審査員の登録
- (6) その他認証協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員等

(会員)

第 5 条 認証協議会の会員は、学識経験者、農場 HACCP 認証機関及び本協議会の目的に賛同し入会が承認された団体とする。

(資格の取得)

第 6 条 認証協議会の会員となろうとする者は、認証協議会が別に定める入会申込書により申し込み、総会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 学識経験者以外の会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費およびその他の拠出金品は、会員が退会した場合においても、これを返還しない。

(届け出)

第8条 会員は、組織の名称、所在地及び代表者の氏名に変更が生じたときは、遅滞なく認証協議会にその旨を届け出なければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、認証協議会を退会しようとする場合は、あらかじめ会長に退会届を提出しなければならない。

2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 認証協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、会務を総理し、認証協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 認証協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、選任後2年間とする。

2 任期満了前に退任した役員の仕事として選任された役員の仕事は、前任者の任期

の残任期間とする。

- 3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでなお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第13条 役員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議を経て、その役員を解任することができる。この場合において、認証協議会は、その総会の日から14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、総会で議決した予算の範囲内で費用を弁償することができる。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の種別等)

第16条 認証協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面による請求があったとき
 - (2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき
 - (3) その他会長が必要と認めたとき

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会員に通知しなければならない。

- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議決権の数)

第 18 条 会員は、各 1 個の議決権を有する。

(書面による表決又は代理による裁決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面若しくは電磁的記録をもって議決し、又は委任状による代理人をもって議決を委任することができる。

- 2 前項の書面等による議決書は、総会の開催の日の前日までに認証協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、委任状を認証協議会に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(総会の決議)

第 20 条 総会の議事は、第 22 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。ただし、前項の可否同数のときは、この限りではない。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の入会
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事
- (5) 諸規程の制定及び改廃に関する事
- (6) その他認証協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を要する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 規約の変更
- (4) 認証協議会の解散

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び会員名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(参与)

第24条 認証協議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、総会に諮って会長が委嘱する。
- 3 参与は、総会等に出席し、意見を述べることができる。

第5章 事務局等

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき認証協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 認証協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 認証協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第26条 認証協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に総会で定める規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 認証協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 認証協議会規約及び前条で定める規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他会長が必要とする書類及び帳簿

第6章 会計等

(事業年度)

第28条 認証協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(経費の取り扱い)

第 29 条 認証協議会の経費の取り扱い方法は、別に総会で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 30 条 認証協議会の事務に関する経費は、会費又は補助金等及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 認証協議会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し事業開始前に総会の決議を経なければならない。

(監査等)

第 32 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までにその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

第 7 章 残余財産の処分

(解散及び解散した場合の残余財産の処分)

第 33 条 認証協議会は、第 22 条第 4 号の決議があった場合解散する。認証協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額を国に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て認証協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

第 34 条 この規約に定めるもののほか、認証協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 認証協議会の設立初年度の役員の選任については、第 10 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

3 認証協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 31 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 認証協議会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時会長 酒井健夫

設立時副会長 宮島成郎

設立時監事 澤田一彦